

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（214）」
2. 日時：平成29年7月18日 10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 13階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官、正岡安全審査官、皆川安全審査官、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他10名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「フィルタベント」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 容量設定根拠について、例えばスクラビング水に関し24時間は水の補給を必要としないとする考え方等、設定根拠を示すべき対象を整理した上で、その設定の考え方を整理して提示すること。
- 原子炉格納容器の有効性評価について、過去の評価実績における最高使用温度・最高使用圧力の設定の考え方を踏まえ、環境温度設定の考え方を整理して提示すること。
- ベントガス流量の比エンタルピーの設定根拠について考え方を整理し提示すること。
- 金属フィルタ部におけるガス流速に対する除去係数について、スクラビング水の効果を含めた評価をしたものか、考え方を整理して提示すること。
- フィルタ装置におけるよう素の除去性能について、除去される有機よう素及び無機よう素の物質算定の根拠を整理して提示すること。

- アクセスルート図、監視計器等の説明において、設備の目的、使用状況を踏まえた説明となるよう考え方を整理して提示すること。
- フィルタベント系統における酸素滞留の考慮の必要性について、水素との違いを踏まえ方針を整理して提示すること。
- フィルタ装置内発熱量の考え方について、ドライウェルベント時の除去係数の根拠を整理して提示すること。
- 炉心損傷していない場合のベント実施について、間欠運転に対する考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料： なし